

健感発 0218 第 1 号
平成 31 年 2 月 18 日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（公 印 省 略）

麻疹発生報告数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）

麻疹については、平成 27 年 3 月 27 日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機とした国内での感染の拡大事例が散見されております。

今般、関西地方で麻疹患者数の増加が報告されています。今後、麻疹患者の移動等により、広範な地域において患者が発生し、貴管内の医療機関を受診する可能性がありますので、貴自治体におかれましても、参考 1 「麻疹発生時対応ガイドライン」をご確認いただき、麻疹患者発生時の対応に遺漏なきよう期するとともに、貴管内の医療機関に対し、下記について広く周知していただきますようお願いいたします。

また、麻疹が発生している自治体においては、要請に応じて、国立感染症研究所等から感染症対策の専門家を派遣することができることを申し添えます。

記

- 1 発熱や発疹を呈する患者を診察した際は、麻疹の可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻疹の罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻疹を意識した診療を行うこと
- 2 麻疹と診断した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事等へ直ちに届け出るとともに、麻疹の感染力の強さに鑑みた院内感染予防対策を実施すること

参考 1：麻疹発生時対応ガイドライン〔第二版：暫定改訂版〕（国立感染症研究所感染症疫学センター）

https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/guideline02_20160603.pdf

参考 2：麻疹とは（厚生労働省）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html